

大間原発に係る訴状(案)の概要

相手方	請求の趣旨	請求の原因（法的根拠）
電源開発	<p>1 電源開発株式会社は、青森県下北郡大間町において、平成20年4月23日許可に係る大間原子力発電所を建設し、運転してはならない。</p>	<p>大きな危険性のある大間原発を建設・運転するならば、重大事故が発生する蓋然性が高く、福島原発事故を踏まえると、自治体崩壊という壊滅的被害を受ける具体的危険にさらされることから、地方自治体の存立を求める権利に基づき、その侵害の排除または予防のため、建設の差し止めを求める。</p> <p>市有地・市庁舎等の不動産をはじめとする多数の財産の使用禁止という危険にさらされることから、所有権に基づく妨害予防請求として、建設の差し止めを求める。</p>
国	<p>2 経済産業大臣が、電源開発株式会社に対して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項の規定に基づき、平成20年4月23日付でなした、大間原子力発電所原子炉設置の許可処分は無効であることを確認する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>3 (1) 主位的請求 国は、電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所について、その建設の停止を命ぜよ。</p> <p>(2) 予備的請求 国は、電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所の設置について、函館市が同意するまでの間、その建設の停止を命ぜよ。</p>	<p>福島事故を踏まえると、大間原発の設置許可の審査に用いられた審査指針が不合理であることは明らかであり、大間原発の設置許可は違法と解すべきである。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>福島事故を前提として見直された指針類が不存在であり、本件原子炉は電気事業法第39条2項1号の「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」を満足する技術基準に適合していないことから、電気事業法第40条の規定に従い、本件原子炉の建設の停止を命ずるべきである。</p> <p>福島原発事故では、少なくとも30キロ圏までは壊滅的被害が及ぶことが明らかとなり、原発から概ね30キロ圏までは原子力防災計画策定が義務付けられることとなっている。</p> <p>原発建設による不利益は、少なくとも30キロ圏内にある自治体にも及ぶことから、原発建設の際の同意手続きは、立地自治体に限らず周辺自治体をも含むと解すべきである。</p>

上記については、仮に電源開発と国の2者を訴えた場合の請求の趣旨と原因（根拠）であり、実際に提訴するかどうかについては、原子力規制委員会の動向などを注視しながら、議会の意見も踏まえ、判断することになります。また、訴状については、現段階の案であり、提訴の時期等により、修正を行うことがあります。